

世田谷区子ども家庭支援センター子育て応援相談員
会計年度任用職員募集要領

1. 採用職種・採用予定人数

子ども家庭支援センター子育て応援相談員 1名程度

2. 応募資格

令和6年6月1日現在、満22歳以上の者で、以下の要件を満たす者。

- (1) 社会福祉士、保育士の資格を有する者若しくは社会福祉主事の任用資格を有する者、又は同等の能力を有する者。
- (2) 3. に掲げる「主な職務」を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者。

なお、以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3. 主な職務

- (1) 子ども及びその保護者等の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう案内を行うこと。
- (2) 利用者支援事業を区民に広く周知するため、積極的に広報・啓発活動を行うこと。
- (3) その他、所属長の指示する事項。

4. 勤務場所

世田谷区内（世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターにて勤務を予定）

5. 勤務条件

- (1) 身分 会計年度任用職員（月額）

- (2) 任用期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- (3) 報酬月額 210,084円（地域手当相当分含む。）
※令和6年度現在の額。
※旅費は別途支給します。
- (4) 期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給します。
- (5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、所属長が指定します。
- (6) 勤務時間 平日 8時30分～17時15分（2交替制。実働7時間00分）
※例外的に、土日に勤務する場合があります。
- (7) 休 暇 有給休暇 年14日（任用月により減あり。）
夏季休暇 年 4日（任用月により減あり。）
※その他、慶弔休暇等の制度があります。
- (8) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用となります。
- (9) 通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給します。
- (10) その他
 - ・公務災害補償等の適用となります。
 - ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となる場合があります。
 - ・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

6. 選考方法及び日程

(1) 第一次選考

方 法：書類選考（採用選考申込書、資格者証（写し）、論文をもとに選考する。）

提出書類：①採用選考申込書兼履歴書（添付ファイル）

②資格者証（写し）

③論文（添付ファイル）

〈論文の課題（800字以上1000字以内）〉

「あなたのこれまでの経験から子ども・子育て支援で大切だと考えていること」

④世田谷区における勤務経歴等確認票

※①、③については、添付ファイルを出力し、全て自筆で記入してください。

提出先：世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課（世田谷区役所 西棟3階）

電話 03-5432-2569 / FAX 03-5432-3081

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

申込期限：令和6年5月8日（水）午後5時【必着】

申込方法：期限までに上記提出書類を持参又は郵送により提出してください。

〈郵送による申し込みの場合〉

封筒に赤字で「採用選考申込」と明記し、送付してください。なお、普通郵便で送付した場合の事故については、責任を負いません。

〈持参による申し込みの場合〉

土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時までに上記窓口へお越しください。

結果通知：令和6年5月16日（木）（予定）全員に発送。

※提出書類の作成に際しては、全て自筆で記入してください。なお、採用選考申込書に写真漏れ、記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とします。

※提出書類は返却しません。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

(2) 第二次選考（詳細は、第一次選考の合格通知の際にお知らせします。）

方 法：面接選考（人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接）

日 時：令和6年5月23日（木）（予定）

結果通知：令和6年5月24日（金）（予定）全員に発送。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

7. 問合せ先

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課（世田谷区役所西棟）

電話 03-5432-2569 / FAX 03-5432-3081

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33